

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の例示の追加

職場における顧客等の言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の例示として、「労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置」を追加すること。

（労働施策総合推進法新第三十三条第一項関係）

二 特定受託事業者が受けた業務委託に係る業務における顧客等の言動に起因する問題に関する施策の検討

政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。）が受けた業務委託（同条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であつて、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（附則第八条の二関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。